

皆さん、こんにちは。  
特任教授の荒井達夫です。  
私は元国家公務員の実務家出身教員です。

・千葉経済大学教員紹介(荒井達夫特任教授)

<https://www.cku.ac.jp/department/staff/index.html>

・桃山学院大学2015年度第2回法学部講演会(2016.1.15)  
「公務員になるということ—国会から考える公務員の意義—」

<https://www.andrew.ac.jp/faculty/law/topics/>

・参議院憲法審査会参考人出席(2016.2.17)

[https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/keika\\_190.html](https://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/keika/keika_190.html)

<https://www.youtube.com/watch?v=qwqKgvT11K0>

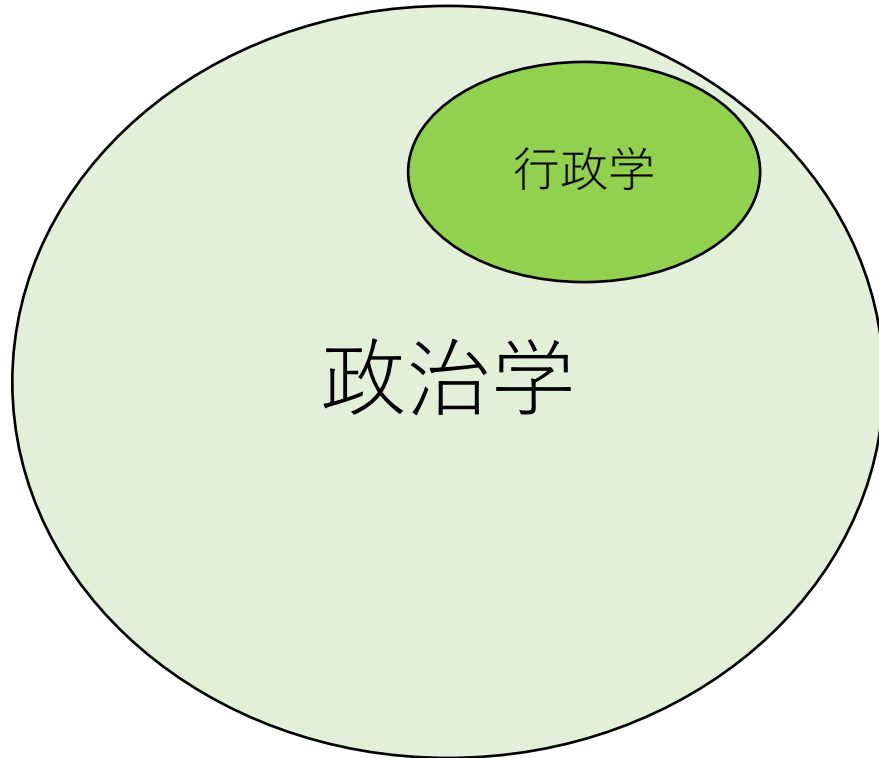
・立憲民主党政政策勉強会講演(2018.2.28)

[https://archive2017.cdp-japan.jp/news/20180228\\_0003](https://archive2017.cdp-japan.jp/news/20180228_0003)

## 授業の基本方針

- ①学部での担当科目は、**日本国憲法、政治学Ⅰ・Ⅱ、行政学、公務員問題研究**です。
- ②受講生の皆さんが今後、日本社会を担っていくために必要な**政治的・法的素養の修得**を目指します。
- ③**公務員試験受験の基礎作り、受験者のモチベーション維持**に資する授業となるよう努力します。

## 政治学と行政学、憲法と行政法の関係



## 政治と行政、行政法と憲法の関係

- 政治は社会の利害調整であり、行政は政治の一部である。
- 行政は法律の執行であり、行政法は憲法に基づく。
- 公務員は憲法に基づき法律を執行する。

## ●日本国憲法

第七十三条 **内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。**

一 **法律を誠実に執行し、国務を総理すること。**

第九十九条 **天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**



※私の問題意識の源です。

荒井達夫（特任教授）担当科目・選択の目安

◎……必須

○……有用

×……不要

※注意事項（次頁）を参照

担当科目名	公務員志望者	非公務員志望者
日本国憲法（前期）	◎（※）	○
政治学Ⅰ（前期）	◎	○
政治学Ⅱ（後期）	◎	○
行政学（前期）	◎（※）	×
公務員問題研究（後期）	◎（※） 専門科目に限定	×

## ※注意事項

公務員希望者は、  
日本国憲法・行政学・公務員問題研究を1年次から受講するよう、  
強く勧める。

→効率的な受験準備が可能になる。2年次からでは遅い。

公務員問題研究は、  
「後期・専門基礎特別講義B」として、  
「専門科目のある公務員試験」の受験予定者に限定して、  
受験指導を行う。

→専門科目のない警察官・自衛官試験は対象外

## 公務員を目指す受講生の方に

※**公務員問題研究**では、以下について個別指導を行います。

- ・どの公務員試験を受験しようと考えているか
- ・なぜ〇〇市役所、国税専門官等を目指すのか
- ・**そもそもなぜ公務員志望なのか(最重要です!)**
- ・**公務員とは何か**
- ・目指す公務員試験の内容と難易度を把握しているか
- ・大学の講義との関係をどのようにするか
- ・参考書、問題集は何を使うのが良いか
- ・受験勉強のスケジュールをどのように定めるか